

役場からのお知らせ

高齢者支援施策の充実に取り組んでいます

新たな高齢者支援の事業を紹介

①介護保険課 ☎096(232)2366

新たに策定した第7期菊陽町総合計画では、町の人口シミュレーションにおいて、2050年(令和32年)には、高齢者(65歳以上)の割合が30%程度になると見込んでいます。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、2050年を見据えた新たな高齢者支援施策の展開が必要です。

町では、企業進出の効果を高齢者の皆さんにもしっかりと実感してもらうため、次の高齢者支援の新たな事業に取り組みます。

熊本-TSMC

健康長寿プロジェクト

認知症を予防し、健康寿命を延ばすためには、生活習慣病を管理し、運動、栄養の改善、認知機能訓練に取り組むことが必要です。

本事業は、TSMC慈善財団からの資金援助のもと、熊本大学との共同で、高齢者を対象にした6力月間の運動指導、食事指導、認知機能訓練を行うプログラムです。

参加対象となる高齢者には案内を行い、6月頃に事業説明会を開催します。

健康分野のスペシャリスト
㈱ルネサンスの職員を配置

健康長寿のためには、官民の多様な資源を活用し、高齢者自らが健康づくりに励むことができる環境づくりが必要です。

今年度から、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、㈱ルネサンスから職員(起業人)の派遣を受けることになりました。

この度、22年ぶりに地元である菊陽町に戻ってきました。今までの経験を生かし、皆さんの健康づくりをサポートできるよう精一杯頑張ります！



地域活性化起業人
㈱ルネサンス
つかわけ まい
塚脇 麻衣さん



詳しくはこちら

起業人は、民間企業での経験を生かし、熊本-TSMC健康長寿プロジェクトに従事するほか、町の健康づくり事業への提案などを行います。

高齢者紙おむつ等
購入費助成事業

本事業の助成対象者を、次のとおり拡大します。

これまで

要介護3〜5の認定者

7月〜

要介護(要支援)認定者

対象者には、その他の条件があります。詳しくは広報きくよう6月号に掲載します。

商業施設への送迎などを支援
買い物送迎等支援事業

「商品は自分で見て選みたい」、「運転ができず、自分一人では商業施設に行けない」、「高齢になり、一人での買い物には不安がある」といった高齢者が増えています。

こうした高齢者を支援するため、町内の商業施設への送迎や、買い物の見守りなどを、社会福祉協議会への委託により開始します。

①町社会福祉協議会

☎096(232)3593

固定資産税・軽自動車税

税の納付・手続きは忘れずに

①税務課 固定資産税係 ☎096(232)4911

固定資産税・軽自動車税の
納税通知書を送付します

固定資産税と軽自動車税の納税通知書を5月上旬に送付します。届かない場合は、ご連絡ください。

課税対象者

固定資産税：毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者

軽自動車税：毎年4月1日現在の軽自動車の所有者

軽自動車税の障がい者減免

対象車両

- ①身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者が所有する軽自動車
- ②身体障がい者(18歳未満)・精神障がい者・知的障がい者と同一生計の人が所有する軽自動車



詳しくはこちら

車両台数

普通車を含め1台のみ

手続方法

税務課に必要書類を持参する

※西部支所では申請できません。

※前年度に減免を受けている車両の手続きは、郵送も可能です。

持参物

- 減免申請書
- 障がい者手帳(郵送の場合は受付印が押印されている箇所の写し)
- 運転免許証
- 自動車検査証(車検証)
- 軽自動車税納税通知書
- 印鑑

※障がいの等級によっては、対象とならない場合があります。

申請期限

5月26日(月)必着

4月から
町民体育館・
町民総合運動場の施設
予約窓口が変わりました

①スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎096(288)7877

町民体育館と町民総合運動場の施設予約窓口が、総合体育館から町民体育館に変わりました。

新しい施設予約窓口

町民体育館

所在地：菊陽町大字久保田2598番地

電話番号：096(283)1666

休館日：年末年始(12月29日～1月3日)

窓口受付時間：午前8時30分～午後5時
(休館日を除く)

施設利用時間：午前8時30分～午後10時
(休館日を除く)

※ネット予約とキャッシュレス決済は通常どおり使用できます。



予約はこちら→

督促手数料・口座振替
不能通知書を廃止します

①税務課 徴収係 ☎096(232)4911

納期限が4月1日以降となっている町税・保険料などの、督促状に係る督促手数料を廃止します。なお、納期限が3月31日までとなっている督促手数料は、80円の納付が必要です。

督促手数料の廃止に伴い、コンビニなどで使用する納付書の利用期限を延長しました。4月1日以降に発送するバーコード付き納付書は、納期限経過後20日程度は利用可能です。

また、町税・保険料などの口座振替ができなかった場合に送付していた「口座振替不能通知」を、4月以降に廃止します。残高不足などにより口座振替ができなかった場合には、後日送付される「納付書」もしくは「督促状」で納付してください。

※各納期限までに納付されない場合には、法律の定めるところにより「督促状」を送付します。

※納付のタイミングによっては、延滞金が発生する場合があります。その際は、別途納付する必要があります。



詳しくはこちら

買い物送迎等支援事業 利用の例

